

北名古屋市監査公表第 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和元年 1 1 月 1 8 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

国保医療課

対象期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 2 7 日までの所管事務

実施期間 令和元年 9 月 2 日から令和元年 9 月 2 7 日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部においては是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

国保医療課所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜国保医療課＞

主な所管事務は、国民健康保険、保健事業（特定健康診査及び特定保健指導等）、老人保健、後期高齢者医療、福祉医療費、養育医療、国民年金、老齢福祉年金に関する事務である。

(1) 収入事務について

ア 国民健康保険税について、非自発的失業者の軽減措置の決裁をすること。

イ 後期高齢者医療保険料の滞納整理について、臨戸徴収を早期に実施すること。